

人間の尊厳を守る制度の抑制は許されません！

介護・福祉・医療サービス における利用者負担等の 撤廃を求めめる請願書

年 月 日

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

請願団体 障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会
東京都新宿区大久保一丁目二番十一ビル四階
電話〇三三三〇七五九三七 FAX〇三三三〇七五九三八

請願人 住所

氏名

印

紹介議員

請願趣旨

「金ないモンから金とるな！」「重い障害者ほど負担が増える仕組みは許せない！」、二〇〇六年に実施された障害者自立支援法における一割負担を原則とする応益負担（支援の量と負担が連動する仕組み）に対する怒りが全国に広がり、こうした声に押され、国は、障害福祉サービスの非課税世帯の無償化を実施しました。しかし、国は、速やかに応益負担を廃止するとして自立支援法違憲訴訟団と約束した基本合意に明記されている自立支援医療の非課税世帯の無償化さえ実現していません。

一方、社会保障では、医療制度を次々に見直し、二〇一五年四月に実施した介護保険制度の見直しでは、二割負担の導入をはじめ、要支援一・二の人たちの支援を市町村事業に移行するなど、サービスの給付抑制策を強引にすすめています。

また、二〇一六年三月一日に国会に提出された障害者総合支援法改正法案は、法の根本の見直しには一切触れず、障害者・家族の願いとかけ離れたものになっています。とりわけ、六五歳等の年齢で支援制度に大きな格差を持ち込む、介護保険優先原則が堅持されていることは許すことができません。

私たちは、介護・福祉・医療サービスは人間の尊厳を守る必要不可欠な制度であるだけに、すべての人が人間らしく生きるための権利として保障して欲しいと願っています。社会保障・社会福祉の大きな転換期にあるいま、サービスから除外される人が生み出されないよう、以下請願を致します。

障全協
2016年度
請願署名

私たちの願いを国会へ

請願項目

- 一、介護・福祉・医療サービスの利用者負担はやめてください。
- 二、介護度や障害の重い軽いに関わらず必要な支援を必要な分だけ使えるようにしてください。
- 三、障害者を年齢で差別する障害者総合支援法の第7条（介護保険優先規定）を廃止するとともに、社会保障における保険優先という考えをあらためてください。

この署名は、国会に提出する以外に使用しません。

氏名					住所				

障全協（障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会）

取扱い団体

募金				
円	円	円	円	円

障害者・家族の生活と権利を守る
国会請願署名にご協力ください。